

お竹騒動・市兵衛記

大室 晃

はじめに

元禄八年(一六九五)、市原郡で大事件が突発した。鹿と間違えて人妻を射殺したが、官に届け出ず、事を隠密に済ませたため、関係名主等が遠島、或は追放になったという事件である。遠島になった主人公次郎兵衛の赦免を願うため、下僕市兵衛が献身的な活躍をするが、その美談が様々な記録を残し、或は小説となり、芝居となり、錦絵になるかと思えば映画、浪曲にまで取り上げられた。先ずは従来、この事件に関してどのような文献があるか目に触れたものを掲げてみたい。

林信篤

市兵衛記

荻生徂徠

記義奴市兵衛事

角田九華

義奴市兵衛

松崎堯臣

窓の須佐美

田舎の津登

市原郡教育会

千葉県市原郡誌

農村用高等小学読本卷三

林寿祐

天下の義僕姉崎市兵衛

鈴木弘

義僕市兵衛(房総及房総人)

大森金五郎

義僕市兵衛物語(歴史地理)

加瀬常蔵

義僕市兵衛の伝記(旭光)

斎藤栄次郎

義僕市兵衛伝

鴫田恵吉

南総の義僕市兵衛(伝記)

村上元三

上総風土記(直木賞作品)

安島建人

上総義民伝(千葉日報連載小説)

このほか、未だ二、三あるが、内容が大体同様のものであるから省略する。

この事件に、今更私が敢えて足を踏み入れる気になったのは、最近海保の鴫矢進家から、「口口(鉄砲)一乱起并遠嶋追放人之吏」の記録を発見したことと、立野の切替尊文氏から、同家に伝承するお竹騒動関係資料を、拝見する機を得たからである。前者の筆者は上総国市原郡深城村住人加藤東吉郎吉治とある。この加藤東吉郎という人物が、果してどのような人物であるか判然としないが、文中「土民の浅心」などという言葉を用いている所を見ると、武士であろうと思う。しかも事件の発端となった深城村の住人というから浪人で、寺小屋の師匠でもあろうか。筆録年代については記載がないが、未だこの事件が何かと村の話題になっていた、宝永も末の頃のものと思われる。

林信篤の『市兵衛記』は、本件を取扱った奉行荻原近江守重秀の命によつて記録されたものである。これは『市原郡誌』のほか、市川治郎兵衛の『房総文芸読本』にも引用されている。江戸の儒者松崎堯臣の著書「窓の須佐美」は、文部省発行(昭和四年一月)の農村用高等小学読本卷三第十七課に、「市兵衛の話」として転載されたが、残念なことに、堯臣の録した「市兵衛の話」には誤りが多い。お竹騒動というと、市兵衛一人が嘆願運動を起したように思っていたが、実はもつと巾広いものであり、単に市兵衛独りだけのものではない。しかし市兵衛の嘆願運動は並外れの強烈なものであり、しかも自分の肉親ではなく、主人の釈放運動を展開した所に、やはり市兵衛に対する評価は、何等変る所がない。

なお、市兵衛の行動は、慶応元年江戸浅草の狂言作者川竹新七、山城河岸の伴藤隠居と共にこれを脚本に綴り、市村座で興行した。市川小団次、中村福助などが出演している。国貞には、市兵衛の芝居絵(錦絵)がある。また新興キネマから映画化されたが、羅門光三郎、高山弘子らが出演している。

姉崎妙経寺には、其角の「起きて聞け此ほととぎす市兵衛記」

句碑が建つ。

村上元三氏は、市兵衛を扱った『上総風土記』によって、直木賞を受賞し、作家としての地歩を固めたが、小説であるから、史実とは一応区別して考えた。

1. 発端

世は太平を謳歌した元禄八年（一六九五）のことである。上総国市原郡深城村で、降って湧いたような大事件が突発した。鹿と間違えて、人妻を射殺してしまったのである。

生類憐みの令で、この年には江戸の中野、大久保、四谷などには犬小屋が建ち、数名の旗本が犬小屋を支配するという馬鹿げたことが行なわれていた。同年中野の養犬は、十萬頭にも及んだという。この法令が出ていたというものの、猪鹿が田畑を荒す場合には、生類憐みの志を尊重しさえすれば、射殺することができた。元禄二年六月のお触れをみると、空砲や勢子で追散しても効果無く、止むを得ぬときには時刻や日数を定め、役所に届け出てから猪鹿狩を行なつてもよいと触れている。しかし生類憐みの令に違反した者は、切腹、磔刑、獄門、遠島などの極刑に処せられた者もあったから、うかつに猪鹿狩して、思わぬ罪に科せられることを恐れ、人々は猪鹿狩に躊躇（ちゅうちよ）した。同年八月には、猪鹿狩の届出が一件も無い。役所は、猪や鹿が田畑を荒して困るなら、狩をしても差支えない旨再度触れを出している。

市原郡の山野でも猪や鹿が増加して田畑を荒し回るので、その被害に、農民はほとほと手を焼いた。毎月猪鹿狩りはしているが、追ひ払った所で、少し経てば、再び荒しに来る。

深城村の名主七郎右衛門は、このことを見るに見兼ねて狩師による猪鹿狩を行なう腹を決めた。彼は望陀郡長谷川村に惣兵衛という獵師の名人のいることを知っていたから、彼に猪鹿狩を頼めばよい

と思った。七郎右衛門は近郷の不入斗、迎田、永藤、姉崎、片又木村の名主たちに参集を願い、この相談をすると、何れの村々も猪鹿の被害には、ほとほと困り抜いていた時でもあったから、話ほとんどん拍子に決まった。この話を惣兵衛に持込むと、生類憐みの令のため昔のように腕を振えなくなった時のことと彼も喜び、一も二もなく承諾した。狩は村毎に、日を割り当てて行なわれた。幾村かの狩を終えた頃、隣接する立野村や豊成村がそのままでは、そこに棲む猪鹿が狩を終えた村々に移動するので、そちらでも歩調を揃えて狩して欲しい旨を申入れた。この話は、折しも立野村の名主半十郎と、豊成村の名主重兵衛と甚太夫が、豊成村の不動院で会談している最中にもたらされた。両村の名主も異論のあろう筈は無く、これらの村々も、二日にわたり惣兵衛が猪鹿狩をした。最後に深城村が残り、元禄八年八月十二日、その村で猪鹿狩が行なわれた。この日惣兵衛は深城村の九左衛門たちの案内で、猪鹿を求めてはしり回った。夏の陽は静かに落ちかけて、もうそろそろ帰ろうと思った頃合である。事件はそれから起きた。運命とは、皮肉なものである。

その頃稲こきは、稲扱竹（いねこきだけ）という、竹の簡単な加工品によつていた。深城村の九左衛門の女房お竹は、八月十五日には実家のある望陀郡新田村の祭礼であるから、稲扱竹を土産に訪ねた。いと思ひ、同村の組頭太郎兵衛屋敷へ竹を伐りに行っていた。他人の竹藪へ入つての竹取りであるから、少々うしろめたい気持はある。お竹は大方いるだけ切り取ったので、そろそろ帰ろうと思った時、ふと人の気配を感じた。とつさに、今日は村の猪鹿狩の日であることを思い出した。亭主の九左衛門も勢子で出ている。村の人たちも何人かいよう。お竹は何かばちの悪い思いで、急いで頭の白手拭を取る。腰にはさみ、じつと藪にひそんだ。それがいけなかった。それにお竹はこの日、榛（はん）の木で染めた着物を着ていたが、それがまた鹿の色に似ている上、腰の白手拭のさまが、鹿の尾に見

えたのも、すべて運命といえる。いち早く、この姿を見付けたのが九左衛門であつたことも、皮肉である。九左衛門は竹藪にひそむ一頭の鹿を目ざとく発見して「あつ、鹿がー」

と、指さした。惣兵衛は、手練の早業で二つ玉を打ちこんだ。玉は腰際に命中して、断末魔の悲鳴が上つたが、それは女の声だつた。

「しまったー」

誰もが血の氣を失い、急ぎ近寄ると、鹿と思つたのは、何と九左衛門の女房お竹であつた。お竹は間もなく絶命した。例え鹿と間違えたにしろ、人をあやめたとあつては、おとがめはきついに決まつている。一同愕然として、為す所を知らなかつた。

この時惣兵衛は、銃に玉をこめ、我胸目指して引金を引いて自殺しようとしたが、同道の村役人が引止めて、一応この場を治めた。加藤東吉郎の記録によると、お竹の死後、彼女の靈魂は近郷の男女に取りつき、悩ますこと数知れず、占ない人あづさ神子(みこの教)えにより、三つ辻、四つ辻に幣を立て、魔除けとしてからは、恨みを免れ、安永年中の頃よりその沙汰なしとある。事件が起きたのは元禄八年であるから、八十年近くも村の人達は、お竹のたたりに、恐れおののいたのである。なお、お竹の戒名は妙心信女という。その後近郷の入々はお竹の名前を忌み、女子の名に「たけ」という名を用いなかつたという。

2. 評議

お竹誤殺の報は、惣兵衛と行を共にした村人によつて、直ぐに深城村名主七郎右衛門の耳に入つた。七郎右衛門は動転した。お上に訴えれば惣兵衛の命の保証は無いし、村々もどんな災難が舞い込むかも知れない。それでは惣兵衛を頼んだ七郎右衛門の立場として、情に堪えない。——と言つて、隠し立てして、若しも露見するようなことがあれば、事は大事となる。七郎右衛門は頭をかかえこんでし

まつたが、思い余つて近郷十一か村の名主、組頭の参集を願うことにした。この時関係八か村の外、椎津村、白塚村、朝山村からも代表者が出席している。加藤東吉郎によると「(深城村は)椎津村ト一領ニ而同村ニ御陣屋有之」とあるから、当時深城村と椎津村とは密接な関係にあり、この事件の善後策に椎津村の名主が加わつたとみてよからう。白塚村から出席の庄兵衛は、文筆に長けていたから、お上に提出する報告書提出の際に力になつて欲しいということに特に頼まれた。朝山村も、関係村と深いかかわりがあつて招かれたものと思う。

七郎右衛門の急な報せに、何事かと思つて駆けつけた近郷の名主、組頭たちは、事の重大さに腕を組んだまま、名案も浮ばなかつた。何度か会議が持たれ、その都度議論百出したが、話はまとまらない。一方噂は噂を呼んで、もうこの近郷では、お竹誤殺事件のことを誰知らぬ者が無いほど知れ渡つた。名主たちの焦りを知らぬように日は過ぎた。ぎし論議は水掛け論となつて、止まる所がない。

そんな時、安房・上総・下総三国を渡り歩き、馬の売買をする天羽田村(あもうだむら)の太郎兵衛という馬喰(ばくろ)がいた。彼はなかなかの男達(おとこだて)で、他人の不幸を知らん振りすることの出来ぬ男である。彼はこの話を耳にすると、生来の義侠心が頭をもたげて、話の中に入つて、その後始末を買つて出た。彼の解決策は、金で事を済ませようというのである。話は決まつた。太郎兵衛は関係の村々から弔慰金三両を集め、新田村のお竹の実家と、夫の九左衛門にその金を贈り、いわゆる示談で事を済ませた。九左衛門にした所で、鹿と間違えてお竹を射たせたのは自分であるから、金に不足を言う筈はない。一説に九左衛門は高野山に登り、剃髪して一生お竹の追福を祈ろうとした、というが確なことはわからない。事はこれで済んだかに見えたが、そうは甘くはなかつた。事件後あまり月日の経たぬうち、或日、朝山村の名主与左衛門の許へ所用

があつて御料所役人が出向いた。役人は、組頭七郎右衛門の顔が見えぬので

「七郎右衛門が見えぬようだが、どうかしたかな」

と、尋ねた。与左衛門は正直一途の人である。

「はい、七郎右衛門は今日、深城村へ所用あつて参りました」

「拙者が今日来るのがわかつておるうに。何か急用でも出来たか」

「はい、実は深城村で鹿狩がございまして、その時鉄砲で、鹿と間違えて女房をうち殺し、その儀について今日村々で内密の話し合ひがあるということで、私の代りに七郎兵衛を行かせた次第で」

「なに、鹿と間違えて女房をあやめた。それを内密にすまそうとは、御公儀を軽んずるも甚々しい。不埒（ふらち）千方な」

役人は色をなして叱った。与左衛門は「しまった」と思ったが、前言をくつがえすことは出来ない。事件は俄然、表面に立ったのである。

実は、誰々の口からこの事件が公儀に洩れた、という説は色々である。此の事件の露見に関する当時の風聞を、少々羅列してみよう。
(一)お竹の弟は新田村のお役屋敷に奉公していたが、彼がお竹の話をして洩らしたのが、段々とお上の耳に達した。

(二)房州嶺岡牧場の手代が五井から姉崎へ馬で向う途中、馬子に「この辺に、何か珍しい話はないか」と尋ねた所、馬子がお竹誤殺の一件を話した。それより奉行所の取調べとなった。

(三)姉崎のある旅館に牧場の手代が泊り、一風呂浴びているとき、善助なる者に背中を流させたが、この男に「この辺に何か面白い話はないか」と尋ねた所、鉄砲一件の話を聞き、それより隠密がこの地方に入り込み、事件が露見してしまった。

3. 評定

事件が発生した翌元禄九年、江戸の奉行所から関係者に対する呼び出しがあつた。判決が下つたのは同年八月六日である。獵師惣兵衛は御成敗に処せられ、関係名主は遠島、相談に加わつた者は追放となつた。更にこれ等の者は付加刑として關所（けしよ）処分を受けている。即ち田畑、家屋敷、家財は没収された。従つて親、妻子、奉公人に至るまで生活に困り、他村の親類縁者や、親交ある人々の家へ寄食する有様であつた。しかし一部の田畑については、釈放以前に返されている。

死刑

惣兵衛 望陀郡長谷川村獵師

大島遠島

縫之丞 不入斗村名主

島にて病死（元禄十五年九月二十七日）

次郎右衛門

片又木村名主

島にて病死

次郎兵衛

姉崎村名主

市兵衛主人

弥右衛門

姉崎村名主

島にて病死

半十郎

立野村名主

甚太夫

豊成村名主

重兵衛

豊成村名主

三宅島遠島

七郎兵衛

迎田村名主

七郎右衛門

深城村名主

九左衛門

深城村

牢死（元禄九年六月二日）
お竹の夫（元禄十五年四月二十七日島にて没す）

追放

太郎兵衛

深城村組頭

伊作

深城村組頭

善右衛門

深城村組頭

長右衛門

永藤村

病死(宝永四年)

作左衛門

椎津村

庄兵衛

白塚村

病死(証文を書く)

与左衛門

朝山村名主

太郎兵衛

天羽田村

馬喰

作右衛門

望陀郡新田村

お竹の父

遠島人 十人

追放人 九人

二口 十九人

(天羽田村八右衛門 牢死)

遠島入・追放入御取上げ田畑の石高

縫之丞

三十八石余内元禄十年十一月二十三石余取上

十五石余下サル

次郎右衛門

五十石余内元禄十年十一月二十八石余取上

二十一石余下サル

次郎兵衛

四十石余内元禄十年八月三十石余取上

九石余下サル

弥右衛門

二十石余内元禄十年八月十五石余取上

四石余下サル

半十郎

三十五石余内六石豊成分取上二十九石余

其節下サル

甚太夫

二十六石余内元禄十一年十月二十一石余取上

五石下サル

重兵衛

十八石余内元禄十一年十月十三石余取上

五石下サル

七郎兵衛

三十五石余内元禄十年十一月十八石取上

十七石余下サル

七郎右衛門

十八石余内元禄十年十月十三石取上五石余下サル

太郎兵衛

(深城村組頭)十二石余取上

伊作

六石余取上

善左衛門

五石余取上

作左衛門

十三石余取上。元禄十一年四月下サル

庄兵衛

十四石余取上。

与左衛門

十三石余取上。元禄十年二月下サル。

太郎兵衛

(馬喰)十五石余取上

これらの石高は、加藤東吉郎の記録に基づいたが、永藤村の長右衛門については記載がなく、また、深城村の組頭等の土地の一部が、返還されたかどうかの記録もない。

關所の判決が下ると、土地、財産を没収され、家屋敷は明け渡さなければならぬが、家族にしてみれば、なかなか行先も定まらず、深城村の名主や組頭の家では、そのままの生活を送っていた。そこへ突然役人が出向したから、名主七郎右衛門の家族は、裏道より後ろの山に逃げ、組頭善右衛門、同伊作、同太郎兵衛の家族も、皆諸道具などは打捨てて逃げた。そのため家屋敷は勿論、諸道具、衣料、鍋釜に到るまで封印され取上げられた。

徳川百カ条によると、遠島に当る罪には、賭博を為す者、女犯の寺僧、誤って人を殺した者、不受、不施派類の法を勧めた者などが該当するが、この法の制定は寛保二年(一七四二)三月の制定であるから、お竹事件よりは凡そ五十年ほど後のことである。しかしこの法律は、幕府が松平乗邑を総奉行にして、従来の判決例を調査して成文律を作らせたものであるから、事件当時も概ねこれに近い犯罪者が該当したことであろう。誤って人を殺した惣兵衛は死罪、関係名主などは前述のように遠島、追放の上關所分に処せられた。奉行から遠島の言渡しがあると、遠島の者は出帆まで牢舎で暮した。伊豆七島に出帆するのは春秋二回に限られる。判決が下ったのは元禄

九年八月で、秋は九月中旬までに出帆したから、判決後の入牢期間は比較的短かったことと思われる。島では流人に対し、庄屋は絶大の権力を持っていた。島に流された者は、概ね百姓家に預けられ、農漁業などの手伝などをしたと思えるが、三宅島では、上代の原始生活を思わせるような小屋に住んだらしい。島では身体の束縛はあまりないが、ならず者の先住流人が巾を利かし、故郷では裕福な暮らしをしていた名主たちにとっては、心身共に苦痛は大きかったと言える。

惣兵衛を除き、処分を受けた者は二十名に達するが、入牢中に二名、遠島中に四名、追放中に二名、合わせて八名という、実に四〇%の者が釈放前に死亡している。深城村の名主七郎右衛門(得入善真信士、後に院号、居士号を追送)は元禄九年六月二日に牢死した。

遠島の判決の出る以前である。この事件の発端となった猪鹿狩を企てたのは彼であり、七郎右衛門の心痛は、いたいたい程であったと思える。彼の善意は、すべて裏目に出ってしまった。悶悶のうちの牢死であり、悲惨である。吉田松陰の書簡の中に「獄中一種疫病の氣あり。初めて入獄するもの往々免れず、故に獄死する者多し。天命に非ざる也」とみえる。重大な犯罪人については、死後処刑等の必要上牢屋敷において塩詰とし、牢屋敷に差置くことがあった。井伊大老を桜田門に襲った水戸藩士の佐野竹之助や、薩摩藩士有村治左衛門などはその例である。七郎右衛門は牢死すると塩漬にされた。彼は数ヵ月塩漬にされて牢屋敷に置かれた後、遺体に青網をかけて三宅島に流された。惣兵衛に次ぐ重罪である。七郎右衛門の外、天羽田村の八右衛門も牢死しているが、八右衛門は九左衛門の仲人で、彼にお竹を貰い請けている。

大島に遠島中死亡した者には不入斗村名主縫之丞、片又木村名主次郎右衛門、姉崎村名主弥右衛門がいる。弥右衛門は元禄十一年末の赦免願では生存していたが、同十三年二月の願には島にて病死と

ある。次郎右衛門は元禄十五年九月二十七日に没したというが、宝永二年没年説もある。三宅島ではお竹の夫九左衛門が病死している。九左衛門の没年は元禄十五年四月二十七日であるから、三宅島に六年間流人生活を送り没したのである。三宅島遠島組に、この九左衛門と深城村の名主七郎右衛門のいたことは領けるが、なぜ迎田村の名主七郎兵衛がいたか記録では明らかでない。恐らく官に反抗した言動でもあったのではないかと思う。遠島になった人達の年齢は一切不明であるが、名主の中には、相当の年配者もいたことであろう。それこそ知らぬ異郷で、ひたすら望郷の念にかられて、馴れぬ仕事に従事したことであろう。

追放者には、深城村の組頭三名が含まれている。処分が、組頭に及んだのはこの村だけである。猪鹿狩に関係のない椎津、白塚、朝山村の人たちが追放を受けたのは、協議に参加したためである。白塚村の庄兵衛は、公文書の作成に長けていたから、猪鹿狩の報告書を依頼され、その中にお竹誤殺事件の事を故意に避けたことによる。切替文書に「白塚村の庄兵衛と申す者ならびなき手書なり。依之相済み候時の証文書申候為越度(落度)にてついふをう人(追放人)に罷りなる」とある。この人は追放中病死している。気の毒な人である。

なお狩猟関係名主なのに、永藤村の長右衛門だけは遠島とならず、追放となっている。この人は關所も免れているかも知れない。何か特別な事情があったものとみえる。

4. 赦免運動

元禄八年十月には、関係者に対する助命運動があったが、未だ生ぬるいものであった。

事件があつてから四年目、元禄十一年に片又木村名主次郎右衛門の伴長兵衛が遠島御赦免の願を企てた。彼の赦免運動を聞いて、や

はり大島遠島の刑に処せられた姉崎名主次郎兵衛の下僕市兵衛が、待っていましたとばかりに長兵衛を訪ね、一緒にこの運動に参加したいと願ひ出た。それよりは、願ひに上る外、村々にも呼びかけ、同年には片又木村、不入斗村、姉崎村、豊成村、立野村の入たちが訴訟人となり、遠島・追放人に対する赦免運動が展開された。恐らくこの人達は、後任の名主たちであろう。対象とした人は遠島、追放人の殆んどで、天羽田村の馬喰太郎兵衛まで含まれているが、お竹の父望陀郡新田村の作右衛門については、なぜか含まれていない。訴訟文は

「右之者共(遠島・追放人)四年以前上総国市原郡深城村鉄炮一乱二付、去ル子八月六日之御評定所ニ而遠嶋御追放被仰付、跡式之儀モ御地頭様方ヨリ追放ニ罷成リ、年老候親并妻子家来等大勢之者共流浪仕及飢命ニ難義仕候、御慈悲ニ遠嶋追放人御赦免被遊被下候ハ、難有可奉存候、委細之義ハ御尋之上口上ニ而可申上候 以上」

遠島・追放人の家族、奉公人の困窮の程が察せられる。元禄十三年には、立野村、片又木村、豊成村、不入斗村、探城村、迎田村、永藤村の人たちによる嘆願書が奉行所に提出されている。文中「猪鹿おわせ申候」とあり、また、事件後間もなく、宝永二年(二七〇五)発刊の『田舎の津登』にも「鉄炮を放ちてこれを劫(おど)せしに」とあるから、この猪鹿狩では、射殺より鉄砲で脅(おど)かすことに目的があつたとみてよさそうである。従つて御公儀にもそのように届け出ていたのであろう。それだけに、女房の射殺は、一層罪を重くしたものと思える。赦免嘆願の内容の主たる所は、「年寄候親并妻子共及飢渴ニ路道ニ立難儀仕候」とあつて元禄十一年のものとは大差ない。ただこの度びの嘆願書で注意すべきは、「此度御法事ニ右遠嶋追放人之者共居宅へ罷帰候様ニ」とある点である。当時、寛永寺、増上寺、池上本門寺などで幕府の為の法事が行なわれると、罪人の親戚などは、これら寺院に向つて赦を乞う文書を差

出し、寺院はその名を書いて幕府に提出した。幕府は吟味して許す可き者を選び、法事の場に召して言渡したのである。遠島人が赦放になつたのは、宝永三年八月、五代將軍綱吉の母桂昌院の一周忌に当る特赦のときである。切替文書によると、宝永三年九月二十三日帰還とある。遠島になつてより十一年目、事件後十二年目のことである。なお追放人の特赦は、これより遅かつた。遠島の者が赦免になつたのに、追放人にその恩典が無いということ、又しばしば赦免嘆願書が提出された。遠島人の赦免は、御公儀の法事の際言渡されたものであるが、追放人は、村々の地頭所より追放されたものであるから、御公儀の帳面には記載されておらず、従つて遠島人と一緒に赦免になるという事はなかつた。このため十三年目に芝増上寺の隠居に願ひ上げ、増上寺の御隠居より御公儀の方へ特別にお願いしてもらひ、追放人並びに親妻子共御赦免を蒙つたのである。

赦免運動には、市兵衛の力が極めて大きく作用しているが、このように市兵衛一人だけの努力でも無い。或る時は後役の名主、組頭が、時には惣百姓が、また伴、妻子、一家共必死で、手をかえ品をかえ、何度も何度も赦免を願つたのである。

片又木村名主次郎右衛門の伴長兵衛は、早くから嘆願に及び、姉崎村名主次郎兵衛の下僕市兵衛は、常人の及ばぬ強烈な赦免運動を行なつた。親孝行の長兵衛、主人思いの市兵衛は、この赦免運動の両主役であるが、長兵衛の父次郎右衛門は、赦免になる以前島で没したので、長兵衛の名は自然忘れ去られ、独り市兵衛が、後世に輝かしい名を留めた。

5. 忠僕市兵衛

市兵衛は寛文三年(一六六三)、市原郡姉崎村の貧しい家に生まれた。彼は生まれた村の名主次郎兵衛の奉公人となつた。お竹騒動の発生したのは元禄八年、市兵衛三十三歳のときである。

元禄九年、次郎兵衛は大島配流と決まり、家屋敷、田畑、財産の悉くは没収された。そのとき次郎兵衛には、妻のほか七十八歳の老父得入と、七歳の女兒テウ、四歳の男子万五郎がいた。妻はこのとき臨月であった。次郎兵衛流罪後、彼女は一女トミを生んで没した。市兵衛は児(みどりご)を抱いて、乳貰いをはじめた。乳の出る人達を頼って歩くのであるが、生まれたばかりの児を育てる苦勞は、実母にした所で大変である。それを男の市兵衛が当るのであるから容易ではない。この子はのち一時、江戸姉崎屋四郎左衛門の妻が分娩したが、不幸にもその赤児が夭折したので、後には四郎左衛門に養育を頼み、快よく引受けて貰っている。乳貰いを市兵衛がしたとあるところを見ると、市兵衛の妻は、その頃既に別居していたとみえる。市兵衛は夫婦の間に子供の出来ることを恐れていた。この上自分たちに子供が出来ては、主家を救うことは出来ない。彼は遂に意を決して、妻と別居し、共に賃金を得ては主家の生活の資としたのである。妻は、他家へ住込みで働きに出掛けた。次郎兵衛が大島配流の年、市兵衛三十四歳、其妻三十三歳、七十歳の老母と七歳の長女イヌ、三歳の次女ヒサがいた。市兵衛の家にした所で五人家族である。貧乏人の五人家族の家に、旧主の家族四人が食客となつた。

市兵衛は妻とはかつて、長女のイヌを下女に出し、その給金と、田畑の小作で得た幾許(いくばく)かの金を合わせ、金八両で小屋を建てて、次郎兵衛の家族をそこに住まわせて仕えた。市兵衛のひたむきな心、意志の強さは到底常人の及ぶ所ではない。市兵衛はまた、力の限り働いた。次郎兵衛が御赦免となり、島から帰されたのは宝永三年であるから、島に流されてから十一年目である。この間市兵衛夫婦は別居していた。

市兵衛は主人が刑に就いた日より、毎夜丑の刻を期して姉崎神社に詣で、主人の宥免を祈願した。姉崎神社は延喜式の神名帳にみえ

る、格式高い社である。

市兵衛はまた赦免運動に乗り出した。これは先にも述べたように、片又木村名主次郎右衛門の仲長兵衛が、訴訟状を提出して赦免運動を起す志を聞いて、一緒に訴訟状による赦免に乗り出したのである。元禄十一年のことである。

しかし市兵衛は、主人が大島に流された元禄九年より江戸に到り、直接奉行所に出頭して主人の次郎兵衛に代り、自分を島に流して欲しいと懇願していた。そんな事が通る筈はない。所が彼は月に二、三度ずつは江戸に出て願ひ出たのである。彼は縄帯をしめ、縄だすきで万五郎を背負い、姉崎から江戸まで十五、六里の道を途中宿泊することもなく、昼夜兼行で江戸に出掛けたのである。普通一里の道を歩むには一時間かかる。十五、六里の道のりを一日で歩むには、夜中に出掛けないと夕方には着かない。尋常の男の、出来る仕業ではない。その頃姉崎村の隣り、椎津村出身者で江戸に住む出家がいた。この人は昼は托鉢(たくはつ)し、夜は説教をして暮らしていたが、後には芝増上寺に勤めている。市兵衛は江戸に出掛けるとこの家か、同郷の姉崎屋四郎左衛門という穀物屋の家に泊った。翌日は奉行所へ罷出て「主人次郎兵衛を、何とぞ御赦免下さいませ。その替りに、何とぞ私めを島にお流し下され」と、血を絞るような声で願いつづけた。万五郎を背中に負ったその異様な姿に、奉行所の役人は、はじめ市兵衛を変人扱いにし、相手にもしなかったが、そんなことが一年つづき、二年つづき、十一年間もつづいては、みな同情を深くした。その間には、元禄十五年赤穂浪士大石良雄らの吉良邸討ち入りがあり、江戸の話題は、浪士の討入りで賑わっていた。赤穂浪士も、世間の賞賛と同情は浴びても結局は切腹だった。同情はしても、法を曲げるわけにはゆかない。みな一様に、この底知れぬ熱意ある一人の下僕を、同情の心をもってみやった。

宝永二年正月、市兵衛はまた奉行所に姿を見せた。この日の市兵

衛の顔には、何か必死なものがあつた。彼は何も形式的に赦免運動をつづけているのではない。真実に主人を返して欲しいのだ。自分が身替りになれるものなら、なつてもよい。彼はこの時家事を親族の孫十郎に委ね、決死の覚悟で家を出てきた。

彼は既に、幾度も顔見知りになつてゐる役人に向うと、

「お願でございます。お島に配流の主人をどうぞお許し下さい。」

替りに私を、大島に流して下さい。」

と、訴状を捧げて懇願した。役人は、もうこの言葉は、耳にたこが出来るほど聞いている。彼の訴状を受取ると、

「よしよし、御奉行様にお取り次ぎしておこう」

と、これまた同じ言葉を繰り返した。

「お役人様、今度は願が聴き届けられなければ、私はおめおめと帰りません」

役人は軽くあしらつていたが、はたと市兵衛をみつめると、その顔色にはただならぬ気配があつた。これは、いつもの市兵衛と違ふと思つた。

「なにか、わけでもあるのか」

役人は、じつと市兵衛をみつめて聞いた。

「はい……」

市兵衛は、急に胸にこみ上げてくるものがあつて、いつものようにガラガラとは話せなかつた。

「お役人様、どうぞお聞き下さい。主人次郎兵衛の父は、今年八十七歳になります。中風を患ふこと既に三年、常々私に申しますには、次郎兵衛に会いたい。次郎兵衛に一目会えれば、いつ死んでもよいと申しております。それに、今日、明日をも知れぬ程に病んでおります。それに、三人の子供がおりますが、子供たちも十六と十三、十一に成人いたしました。子供たちは何かと言えば親に会いたいと、それを言われて泣かれるのが、私には一番つらいでございます」

市兵衛はいつか嗚咽(おえつ)し、立合いの下役人もいつか貰ひ泣きました。

市兵衛は、またつづけた。

「主人次郎兵衛が重罪の一味であるということで、どうしてもお許し出来ないなら、私を主人と交替させて下さい。どのようなお仕置をこうむろうと、かまいません」

市兵衛の熱意は、下役人の心をゆすり、このことは奉行萩原近江守重秀の耳に達した。重秀は、遂に宝永二年一月十八日市兵衛を召し、同僚と共に直接訴訟を聞いた。市兵衛はこの時、

「私にいかなるお仕置をお与え下さつても結構でございます。その代り、どうぞ主人をお赦免願ひとうございます」

と、頭を地に付けて言つた。

「それはまたなぜか」

「はい、主人次郎兵衛には得入と申す老父がおりますが、今年八十七歳になります。近年は中風にかかり、もう余命も長くないと思われまふ。口ぐせに申すには、一度び次郎兵衛を見て瞑目したい、と申しております。その言葉を聞かたに、心を痛めます。次郎兵衛には三人の子供がおり、遠く別れる時には六歳と三歳、流刑後其の女房は女子を生んで亡くなつております。私が乳を貰ひ歩いて養育し、今年十一歳になりました。みな、私を頼つております。三人の子供たちは、みな父を慕つて泣いております。それらの悲しみを、だまつて見ているわけには参りません。どうぞ哀れと思ひ願ひを叶えさせてやつて下さいまし」

役人は、聞いた。

「それで、老父と子供たちは、どこにおるのか」

「私の許において養つておりますが、昔のように主従の分は守つております。ただ昔のように、必要品の買えないのには困つております。今年私は四十三歳になりますが、十一年前より妻と床を同じ

くしておりません。若し子供が出来たら、思うように主人を養うことが出来ないからです。私の娘は奉公に出し、私の耕作によって得た金と合わせて小屋を建て、主人を住まわせております」

重秀は、ひどく感動した。早速代官樋口又兵衛を呼寄せて、事実を問うと市兵衛の述べた所と違う所がなかった。そこで重秀は幕府の執政老臣の意見を問うと、法は曲げられない。しかし市兵衛というのはなかなか奇特な男だ。次郎兵衛の田畑、山林、宅地の五町七反四歩と、家屋敷を残らず市兵衛に与えることになった。この報せを聞くと市兵衛は、早速、宝永二年二月訴状を書いて、この度びのことは有難き仕合わせに存じますが、これらのものは私にでなく、次郎兵衛の伴万五郎に与えて欲しいと嘆願した。この訴状には次郎兵衛の親の生存中御慈悲御赦免下されば、有難く存じ奉り候と結んでいる。例え命令とは言え、主家の為をはかってやった仕事で、主家の田畑などを私有することに、市兵衛は承知し兼ねた。奉行所では市兵衛の志に感じ、名主次郎兵衛から没収した田畑山林宅地五町七反四歩は結局万五郎に与え、市兵衛には改めて、姉崎村の内にて田畑屋敷六町歩を、また天羽田村に居山一町二反七畝六歩を下し置かれ、更に重秀および代官樋口より褒美として金子が与えられた。市兵衛は百姓にお取上げになった。市兵衛はここに次郎兵衛の下人ではなく、名主、年寄の格式にした。市兵衛の名は忽ち評判になった。宝永三年八月には、旧主次郎兵衛らは罪を許され、帰郷することになった。

次郎兵衛の赦免がなると、市兵衛はお役屋敷へ召し出され、褒美の品々を頂戴した。その上姉崎村名主を呼出して「只今まで市兵衛と申せし者は、市兵衛殿と申せ、市兵衛殿と申した者は、市兵衛様と申させよ」ときびしく申渡しがあつた。市兵衛の主人次郎兵衛に對しても「此上は市兵衛を奉公人と思わず、一家の主人として大切に扱うように」と申渡しがあつた。林大学頭は「市兵衛記」を記録

し、荻生徂徠もまた「記義奴市兵衛事」を書いたことは先に述べた。市原市からは多くの人材を輩出しているが、市兵衛のように、芝居になり、映画になり、浪曲になり、錦絵になり、また数々の記録や小説になった人は、他に例がない。

市兵衛は大地主となり、享保十九年四月二日永眠した。享年七十二、村民より敬愛され、同村妙経寺に厚く葬られた。墓地は次郎兵衛と万五郎の石碑と一緒に建つが、中央に市兵衛の墓がある。何れも立派な墓石である。市兵衛の戒名は宝林院全了日忠という。妻は持法院妙生日孝。正徳四年十一月十四日の没年で、享年五十二歳である。

市原市史研究会

1986